

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	29 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は母親から国民年金の制度が始まるころに、「あなたの国民年金については強制加入だから加入して、保険料を納付しておく。」と聞いたことを記憶している。このため、私の国民年金については母親が加入手続を行い、昭和36年4月から保険料を納付していたはずである。

これらのことから、申立期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する国民年金手帳には、同手帳が昭和36年4月1日に発行されたこと、及び申立人は35年10月11日を資格取得日として国民年金に強制加入したことが記載されており、これらは、国民年金制度開始時にその母親から国民年金に加入する旨を聞いたとする申立人の主張と一致している。

また、申立人は国民年金加入期間において保険料が未納とされているのは申立期間のみであり、かつ12か月と短期間である。

さらに、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和37年度から40年度までについては、検認印が押されていない上、印紙が貼付されていた形跡も無い国民年金印紙検認台帳が切り取られないまま残っているにもかかわらず、保険料が納付済みとされていることから、この期間の保険料は過年度保険料として納付されていたものと考えられるが、申立期間である36年度についても国民年金手帳は同様の状態となっており、保険料が納付されていた可能性も否定できない。

加えて、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立期間の保険料について、いったんは納付済みとされていたことが認められ、これが未納に訂正された理由も不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

私は、中学校卒業後から結婚するまでの間、縫製業を営んでいた叔父のところで働いていた。当時、その叔父と同居し、生活の面倒はすべて叔父にみてもらっていた。申立期間の国民年金保険料を納付していた資料は無いが、申立期間の国民年金保険料は叔父が納付していたはずなので納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、「当時、同居していた叔父が私の保険料を昭和45年9月から、結婚した48年4月ごろまで納付していた。」としている。その叔父の納付記録を見ると、国民年金加入期間(昭和40年7月から平成3年2月まで)において未納は無く、叔父は保険料の納付意識が高かったものとみられる上、申立人の申立期間前後の保険料は納付済みとされていることから、納付意識が高かった叔父が申立人の申立期間前後の保険料を納付しながら申立期間のみ納付しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から同年12月まで

私は、20歳当時は夜間の短大生であったため、国民年金加入対象者ではないと母親が勘違いし加入手続きしていなかった。

しかし、卒業後、母親と共にA市B区役所へ国民年金の加入手続きに行った際、夜間学生は国民年金加入対象者であるとの説明を受けたので、20歳までさかのぼって加入し、保険料を納付するため区役所窓口で手書きの納付書（3か月ごとの納付書を複数枚）を発行してもらい、順次、自分の収入の中から定期的に納付し続け、完納した。その時の領収書は廃棄してしまったが、申立期間の保険料のみ未納としたことはあり得ないので、納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳到達以降、平成4年9月に厚生年金保険被保険者となるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除いて保険料の未納は無い上、申請免除としていた保険料を翌年度までに追納した状況がみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人の国民年金加入手続きは昭和59年7月ごろに行われたものと推認され、この時点を基準にすると、昭和57年度及び58年度の保険料は過年度保険料となる。この点について、申立人は、20歳までさかのぼって保険料を分割納付するため、区役所で納付書を発行してもらい、金融機関で順次納付したと明確に記憶している上、この申立人の記憶は、要望に応じて区役所の窓口で過年度納付書を発行し、金融機関で納付するよう案内していたとする、その当時のA市の取扱いとも合致

し、不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入手続の時点で、過年度納付が可能であった期間 24 か月のうち、申立期間の前後の 21 か月の保険料は納付されており、申立人が 20 歳までさかのぼって納付書を発行してもらいながら、申立期間の 3 か月の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から61年3月まで

私が20歳になった時、母親がA市で国民年金加入手続を行い、昭和42年9月まで保険料を納付してくれた。同年10月に婚姻によりB市に転居し、この時、母親から国民年金手帳を手渡され、その後の1、2年は私が集金人の女性に納付していた。それ以後は夫と夫の母親が納付してくれていたはずである。申立期間当時の国民年金手帳は無いが、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和39年8月から46年6月までの期間については、B市が保管する申立人の被保険者名簿に、国民年金保険料が納付されていたことが記録されている。申立人には、39年11月と61年5月の2回、国民年金手帳記号番号が払い出されているが、上記の保険料は、このうち1回目に払い出された国民年金手帳記号番号により納付されたものである。

また、1回目に払い出された国民年金手帳記号番号に係るB市の被保険者名簿では、昭和39年8月1日に取得した国民年金の資格が取り消されたことが記載されている。この点については、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿には、厚生年金保険被保険者であるため、「取消」と記載されているほか、還付整理簿には、資格取消の事由により、47年1月に保険料(1万7,600円)を還付したことが記載されており、この還付額は、申立人が納付した39年8月から46年6月までの保険料の合計額と一致する。

しかし、社会保険庁の記録によれば、申立人の厚生年金保険の加入は平成2年3月が最初である。このため、国民年金保険料が納付されていた昭和

39年8月から46年6月までの間に、申立人の国民年金の資格を取り消す合理的な理由は見当たらず、事実と異なる事由により、当該期間の保険料が還付されたものと認められることから、当該期間については、納付済期間とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち昭和46年7月から61年3月までの期間については、B市が保管する申立人の被保険者名簿に納付記録が無い。

また、申立人は、この当時の国民年金保険料は、その夫及び夫の母親が納付してくれていたと述べているが、申立人の夫及び夫の母親に聴取しても、申立人の保険料の納付に関する具体的記憶は無い。

さらに、申立人の国民年金資格の取消手続は、遅くとも保険料の還付処理がなされた昭和47年1月までに行われたものとみられる。このことはB市の昭和46年度の年金加入情報の申立人の記録に取消線が引かれていること、及び47年度の納付実績記録に申立人の記録は登載されていないこととも符合する。このため、少なくとも47年1月から61年4月に第3号被保険者の資格を取得するまでの間は、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、昭和39年11月と61年5月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

そのほか、申立人が、申立期間のうち昭和46年7月から61年3月までの保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から46年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から44年3月まで

私は会社を辞めた後、社会保険の無い個人事業所で働いていたので、母親に国民年金の加入手続を頼み、結婚するまでの間、母親に保険料を渡して納付してもらっていた。それに、国民年金手帳に記載があるように、資格取得日が20歳前からとなっているのに、納付していないわけがない。よって、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が母親に国民年金保険料を渡し、納付してもらっていたとする申立人の婚姻までの期間(196か月)について、申立期間以外の未納は無い上、申立人の国民年金手帳の印紙検認記録及び社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)により、昭和46年度から58年度まで(厚生年金保険被保険者期間を除く。)の保険料は現年度納付されていることが確認でき、申立人及びその母親の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人の国民年金加入手続は昭和44年5月に行われたものと推認され、この加入手続の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった。申立人は、その母親が加入手続を行ったとしており、手続の時点で過年度納付が可能であったにもかかわらず、母親がこれを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から41年3月まで

国民年金の加入手続は、私が元妻の分を併せて行った。保険料の納付については、ほとんどの期間を夫婦別々で納付をしていたが、元妻が夫婦二人分を一緒に納付したこともある。詳しいことはよく覚えていないが、間違いなく納付していたので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間のすべての保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その元妻と連番で同一日（昭和41年9月28日）に払い出されており、夫婦二人の国民年金加入手続を一緒に行ったとする申立人の説明と一致する。

さらに、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号の払出日から、申立人及びその元妻の加入手続は昭和41年9月ごろに行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。社会保険庁の記録では、申立人及びその元妻共に申立期間は未納と記録されているが、申立人が居住するA市の納付記録（電算データ）では、申立人と一緒に納付したこともあったとするその元妻は申立期間の保険料は納付済みと記録されている。このため、元妻は、申立期間の保険料を過年度納付していたと推認され、申立人の同期間についても、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、社会保険事務所の記録では、当時、厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年11月21日から同年12月23日まで
私がB社在籍中に、同社、C社、D社が出資して、A社を設立した。
私がA社に移籍した際に、厚生年金保険被保険者記録の無い申立期間が生じた。
厚生年金保険料を控除されていた給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚の証言、申立人が保管する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人がB社及びA社に継続して勤務し（昭和44年11月21日にB社から系列事業所であるA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8万6,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和44年12月23日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては適用事業所ではない。しかし、法人登記簿によれば、同社は、同年11月17日に株式会社とし

て設立登記されており、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、D社（A社の後継会社）は、特段の理由を示すことなく不明としているが、A社は、申立期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月1日から32年9月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を31年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、同年10月から32年5月までの期間を5,000円、同年6月を3,000円、同年7月及び同年8月を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月15日から32年9月15日まで
昭和31年9月から32年8月までの厚生年金保険料を給与から控除されていたが、被保険者期間となっていないため、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、家計簿、履歴書及び同僚の証言により、申立人が、申立期間のうち昭和31年10月1日から32年9月14日までA社B支店に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額について、昭和31年10月から32年5月までの期間、同年7月及び8月は、給与明細書の保険料控除額から5,000円、同年6月は、給与明細書の報酬額から3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に事業主から申立人の申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該

社会保険事務所へ資格の取得等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和31年10月から32年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和31年9月15日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料は無く、また、申立人が所持する家計簿においても、同年9月分の給与が支給された記載が見当たらないことから、同月分の給与は翌10月分の給与とともに支給され、同年9月の保険料は控除されていないと考えられることから、申立人が同年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月18日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月15日から同年8月18日まで

学校卒業後、A社B支店のC工場に勤務していたが、空襲により仕事ができなくなり、昭和19年にD工場に転勤し、その後、E県のF工場に再度転勤した。終戦となり、20年8月17日に帰ってきた。同工場に係る厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年2月から終戦後の20年8月17日までA社B支店C工場、D工場、その後、E県のF工場において、工員として勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、社会保険事務所の記録では、17年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年5月15日に被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人のA社B支店C工場からD工場を経てF工場へ疎開し、陸軍の航空機を製作していた状況などの事実経過の説明は、具体性があり、F工場では陸軍の航空機を製作していたとする文献の内容とも一致しており、また、申立人は疎開先の同工場ではG寺に寄宿し、そこから通勤していたと申し立てしているところ、同寺では、「当時、F工場の従業員を寄宿させていた。」と証言していることから判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたことを認めることができる。

また、A社B支店における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係

る証言、同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

ところで、A社B支店に勤務していた他の同僚の厚生年金保険の記録では、工場疎開等により工場を異動した場合、被保険者資格をいったん喪失させ、新たに被保険者資格を取得させていたことが確認でき、この取扱いは、別の同僚の証言からも裏付けられる。申立人に係る社会保険事務所の記録としては、昭和20年5月15日に資格を喪失した時点までは、被保険者台帳において確認できるものの、それ以降の期間については加入の記録が存在しない。

一方、A社B支店の被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失し、現存する同名簿は、昭和21年当時、在職していた者を対象に復元されたものであることが確認できる。すなわち、同年の同名簿復元当時、すでに退職していた者の同名簿を復元することは困難な状況にある。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、同名簿の焼失等の可能性が考えられるが、同名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も同名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、申立人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年5月15日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦まで勤務し、その後、H市に戻ってきてから解雇されたとする申立人の主張から、同年8月18日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、厚生年金保険記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和23年8月1日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を28年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、23年7月を600円、28年4月及び5月を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月22日から同年8月1日まで
② 昭和28年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和21年4月12日から64年1月1日（退職日）まで継続して、A社に勤務していた。厚生年金保険の空白期間があることに納得がいかない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の人事記録、雇用保険の記録及び同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店からD支店への異動日は、人事記録（経歴書）及び社会保険事務所の記録から昭和23年7月22日と判断できるが、同人事記録上、申立人が28年3月7日に別事業所へ異動した際の、社会保険事務所の記録及び事業所保管の健康保険厚生年金保険被保険者資格届出書は同年4月1日に資格の喪失及び取得があったと記録されており、同社における厚生年金保険の取扱いは、月の途中の異動があった場合、翌月1日付けで資格の取得及び喪失の届出を行っていたと推認されることから、同社B支店における資格喪失日は、23年8月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和23年6月の社会保険事

務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届、人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録（経歴書）において確認できるA社本社から同社C支店への異動日は、昭和28年3月7日であるが、社会保険事務所の記録では、同社本社における資格喪失日は同年4月1日と記録されている上、同社の健康保険厚生年金保険被保険者資格届出書についても、同日に同社C支店における資格取得があったと記録されていることから、当該事業所における資格取得日は、同日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び昭和28年6月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が存在することを理由に納付したと主張するが、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から52年3月まで
私に「ねんきん特別便」が届き、社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、昭和44年3月から52年3月までの年金記録が無いと言われ困惑している。申立期間の保険料は父親が私の姉弟の分と一緒に納付していたはずなので、納付のあったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金被保険者資格取得手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親は既に死亡しているため、同手続及び申立期間の保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年2月に払い出されており、このころ申立人の国民年金被保険者資格取得手続は行われたとみられるが、この時点を基準とすると、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は申立期間の保険料については、父親が姉弟の分と併せて納付していたはずとしているが、弟は国民年金手帳記号番号が申立人と連番で払い出されており、申立人と同様に資格取得時点(20歳到達時)から昭和52年3月までの期間の保険料が未納とされている。姉についても、国民年金手帳記号番号は昭和36年2月に申立人の両親と連番で払い出されているが、同年4月から38年11月に厚生年金保険に加入するまでの保険料は未納とされている。

これらから判断すると、父親が申立人及び姉弟の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から49年3月まで
結婚後、A市B区役所の職員が何度も自宅へ国民年金加入の案内に来たので、夫が私の国民年金加入手続きをしてくれた。その直後、過去の保険料をさかのぼってまとめて払うことができるという通知が届き、金額もそれほど高額と感じなかったため、将来のことを考えて夫と共に同区役所へ出向き、国民年金課の窓口で、20歳までさかのぼって保険料を支払った。申立期間について未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管する申立人の被保険者名簿によれば、申立人の国民年金加入手続日は昭和50年1月9日とされている。この時期は第2回特例納付実施期間中（49年1月から50年12月まで）であり、申立人は第2回特例納付及び過年度納付により申立期間すべての国民年金保険料を納付することは可能であったが、申立人は納付した保険料額についての記憶が無い。

また、申立人が昭和50年ごろに申立期間の保険料を一括で納めた場合、最も安価な保険料額で申立期間の保険料を納付したとしても、その額は6万3,150円である。この額は50年当時の国家公務員の高卒初任給（1か月分）5万9,200円を超える額であり、申立人がこれだけ高額な保険料額についての記憶が全く無いとするのは不自然である。

さらに、申立人はA市B区役所の国民年金課の窓口で20歳までさかのぼって一括で納付したと説明しているが、当時、同区役所では特例納付及び過年度納付の保険料は取り扱っておらず、申立人の主張と相違する。

加えて、申立人は国民年金に加入した時点で27歳であり、その後、60歳到達まで保険料を納付すれば、受給権（保険料納付月数等が合計で300か月必要）を確保することは可能であり、申立人が申立期間の保険料を特例納付する必要性は乏しかったものと推認される。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月から46年3月まで

私が20歳になった時(昭和45年1月)に、父親がA市役所で私の国民年金の加入手続を行った。それ以降両親が、私が結婚する(48年11月)まで、両親の国民年金保険料に加えて、私の保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳の時に、その父親が国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年4月8日に社会保険事務所からA市に払い出されており、申立人の所持する国民年金手帳の発行日は同年4月23日と記載されているほか、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間中の昭和45年3月25日から46年3月25日までの間は厚生年金保険被保険者であり、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳(マイクロフィルム)、A市が保管する申立人の被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳では共に、申立人の国民年金資格取得日は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の同年4月1日と記載されている。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和46年4月に行われたものと推認され、申立期間当時には加入手続が行われていなかった上、申立期間は国民年金の資格取得日以前の期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、その両親が、申立人が20歳の時から保険料を納付していたはずであるとしているが、両親は高齢のため、加入手続や保険料納付の詳細について明確な記憶が無いとしている。

加えて、申立人と経歴が類似するその妹(20歳当時は短期大学生で、卒業

後厚生年金保険加入)も、20歳当時は国民年金に未加入である。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの期間及び62年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで
② 昭和62年10月から同年12月まで

妻が私たち夫婦の国民年金保険料を納付していたのに、申立期間について、妻のみ納付で私が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとするその妻は、1、2回、申立人の保険料をさかのぼって納付したことがあるとするのみで、申立期間当時の保険料の納付に関する明確な記憶は無いとしている。

また、社会保険庁の記録では、妻は、申立期間①が含まれる昭和61年度の国民年金保険料を前納したことが記録されているのに対し、申立人は、申立期間①の直後の昭和61年10月から62年3月までの保険料を過年度納付したことが記録されている。このため、夫婦が一緒に保険料を納付していたとは言えず、妻が納付済みであることをもって、申立人も納付していたと推認することはできない。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間②の直前の昭和62年7月から同年9月までの国民年金保険料が過年度納付されたことが確認でき、申立期間②に該当するとみられる過年度納付書が作成されたことも確認できるが、当該過年度納付書の作成時期は、申立期間②の時効直前の平成元年12月であり、時効となる2年1月末までに申立期間②の保険料が納付されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年4月から63年3月まで

昭和59年にA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行ってから、年に何度か届く納付書により、出張所の窓口で国民健康保険料と一緒に国民年金保険料を納付していた。出張所の職員に「義務ではないから国民年金保険料は納付しなくてもよい。」と言われたことをきっかけに、国民年金保険料の納付を妻と共にやめるまで、3、4年ぐらいは納付していたはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年にA市内で転居したことを契機に、同市役所B出張所で国民年金の加入手続を行ったはずであるとしている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年9月22日に払い出されており、A市の国民年金資格記録電子データでは、申立人に対し、同年7月15日に年金手帳が交付されたことが記録されているほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和61年7月に行われ、その際に58年3月までさかのぼって資格取得したものと推認される。このため、申立人は、申立期間のうち59年4月から61年6月までの間は、その当時、国民年金に加入しておらず、未加入者に対して納付書が送付されることは無いことから、昭和59年度及び60年度の保険料をA市から送付される納付書により現年度納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を年に何度か届く納付書により、A市役所B出張所の窓口で納付していたとしているが、同市では、申立期間当時には、1年分の納付書を一括発行していたとしているほか、出張所窓口では保険料を収納していなかつたとしており、申立人の説明と矛盾する。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和59年度及び60年度の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、A市から発行される納付書により納付していたとするのみであり、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していた期間があるとする申立人の妻も、申立期間は未納である。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から47年3月まで

私は20歳で結婚し、それを契機に国民年金保険料の納付を始めた。加入手続や保険料の納付は母親が行っており、詳しいことは分からないが、母親と夫の分だけが納付され、実の娘である私の分だけ納付していなかったとは考えられない。A市B区に住んでいた当時の納付記録だけが抜け落ちており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これらを行っていたとするその母親は高齢のため、その状況について証言を得ることができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年2月にA市C区で払い出されている。申立人及びその家族が申立期間同時に居住していたとする同市B区の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、42年5月に、申立人の夫の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できるものの、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間同時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は、48年2月ごろに行われ、その際に42年5月までさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、申立人の母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和46年1月から47年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、その当時の保険料納付に関与しておらず、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和53年7月から同年10月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から54年3月まで

昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間については、国民年金に加入していた事実はあるが保険料の納付が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。48年6月1日に強制加入しており、強制加入であれば納付したはずである。請求があれば必ず保険料を納付しており、当該期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

また、昭和53年7月から同年10月までは、社会保険事務所が勝手に国民年金保険料を充当した。二重納付であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格取得日が昭和48年6月1日(後日に、同年6月は厚生年金保険被保険者期間であったことが判明したことから、国民年金資格取得日は同年7月1日に訂正)であることから、同月から保険料を納付したはずであるとしているが、申立人夫婦は共に、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶は無いとしている。

また、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月に妻と連番で払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年9月ごろに行われ、その際に48年6月1日にさかのぼって資格取得したものと推認され、このことは、申立人夫婦の所持する国民年金の手帳が、年金制度共通の年金手帳(49年11月から使用が開始されたもの)であることとも符合する。このため、申立期間当時には、申立人夫婦の国民年金加入手続は

行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和52年7月から54年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人夫婦は、保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

このほか、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、重複して納付された昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料を、その当時に未納であり、時効上、納付可能な最も古い期間である53年7月から同年10月までの保険料に充当したことが記録されている。この点については、同庁が保管する国民年金保険料還付整理簿においても、重複納付の事由により充当したこと、及び充当後の残余の保険料（390円）を還付したことが、還付決定日、支払年月日等の事跡と共に明確に記載されており、その記載内容に不合理な点は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が昭和53年7月から同年10月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和53年7月から同年10月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から54年3月まで

昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間については、国民年金に加入していた事実はあるが保険料の納付が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。48年6月1日に強制加入しており、強制加入であれば納付したはずである。請求があれば必ず保険料を納付しており、当該期間について保険料の納付があったことを認めてほしい。

また、昭和53年7月から同年10月までは、社会保険事務所が勝手に国民年金保険料を充当した。二重納付であり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格取得日が昭和48年6月1日であることから、同月から保険料を納付したはずであるとしているが、申立人夫婦は共に、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付方法、納付場所等についての記憶は無いとしている。

また、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年9月に夫と連番で払い出されており、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人夫婦の国民年金加入手続は同年9月ごろに行われ、その際に48年6月1日にさかのぼって資格取得したものと推認され、このことは、申立人夫婦の所持する国民年金の手帳が、年金制度共通の年金手帳(49年11月から使用が開始されたもの)であることとも符合する。このため、申立期間当時には、申立人夫婦の国民年金加入手続は行われておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人夫婦の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち昭和52年7月から54年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人夫婦は、保険料の納付に関する具体的な記憶が無く、過年度納付が行われていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間のうち、昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

そのほか、社会保険庁が保管する申立人夫婦の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、重複して納付された昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料を、その当時に未納であり、時効上、納付可能な最も古い期間である53年7月から同年10月までの保険料に充当したことが記録されている。この点については、同庁が保管する国民年金保険料還付整理簿においても、重複納付の事由により充当したこと、及び充当後の残余の保険料（390円）を還付したことが、還付決定日、支払年月日等の事跡と共に明確に記載されており、その記載内容に不合理な点は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和48年6月から53年6月までの期間及び同年11月から54年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人が昭和53年7月から同年10月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成3年10月まで

A市役所から国民年金加入についての通知が来たので同市役所に行ったところ、「今から加入すれば60歳までの加入期間で間に合います。」と言われて加入した。加入した時期は覚えていないが、保険料が9,000円の時に加入手続きを行い、7,000円の時期まで遡^{さかのぼ}って保険料を納付した。毎月、自宅にB信用金庫C支店のD渉外担当職員が集金に来ていたので、納付書と保険料を妻に預け、遡^{さかのぼ}って納付する保険料と当月分の保険料と一緒に納付していたはずであるので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続きの時期を国民年金保険料月額が9,000円であったころとしており、この主張に該当する時期は平成3年度となる。一方、申立人の国民年金手帳記号番号は平成6年1月に払い出されており、A市が保管する申立人の被保険者名簿では資格取得届出日は5年12月17日とされているほか、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このことから、行政の記録では、申立人は同年12月に国民年金加入手続きを行ったものと推認できる。これら、申立人の記憶あるいは行政の記録による加入手続き時期のいずれを基準にしても特例納付の実施期間ではなく、申立人が申立期間の保険料すべてを遡^{さかのぼ}って納付することは、時効によりできない。

また、申立人の妻は、遡^{さかのぼ}って国民年金保険料を納付したのは2年分と記憶しており、申立期間(67か月)と整合しない。社会保険庁の記録では、平成5年12月から6年3月までの間に、3年11月から6年3月まで(4年1月を除く。)の保険料が分割納付されたことが記録されている。このことから、申立人は、5年12月に加入手続きを行い、その時点で時効とならない2年前(3年11月)まで遡^{さかのぼ}って保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその妻は、B信用金庫C支店の渉外担当D職員に申立期間の国民年金保険料の納付を依頼したとしているが、同信用金庫は同職員の同支店在籍期間は、昭和59年8月から63年9月までとしており、申立人が主張する国民年金加入時期（平成3年度）に同職員は同支店に在籍しておらず、夫婦の主張と一致しない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から平成3年3月まで
私が学生の20歳のころに、母親が私の国民年金の任意加入手続きを行い、郵送されてきた納付書で保険料を納付していたと聞いている。母親が納付したことを記憶しており、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続きを行ったとするその母親は、申立人が大学生であった申立期間当時に国民年金の加入手続きを行ったはずであるとしているが、その時期についての明確な記憶は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が専門学校生であった平成4年5月にA市で払い出されており、申立人は申立期間当時から6年まで住民登録の異動は無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続きは4年5月に行われたものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、その当時に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が大学生であった平成2年度までは、学生は任意加入対象者とされていた。任意加入対象期間については、制度上、加入手続きの時期からさかのぼって資格取得することはできず、社会保険庁の記録及び申立人が唯一所持する年金手帳の記載では共に、申立人の国民年金の資格取得日は申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成4年4月1日とされている。このため、資格取得日以前の期間である申立期間は無資格期間であり、加入手続き後に保険料を納付することもできなかったと考えられる。

加えて、母親は、申立期間の国民年金保険料は毎月、A市B出張所で納付したとしているが、同市は、出張所では保険料収納事務は行っていなかったとしており、母親の説明と矛盾する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和35年10月にA町で、私自身、妻及び両親の国民年金加入手続を行った。その際、国民年金手帳の交付は受けず、保険料納付印紙を貼付する台紙を受領した記憶がある。

国民年金手帳は、昭和38年7月にB市C区に転居して、年金関係手続を行い、同区役所で交付された。

保険料の納付については、3か月ごとに母親が、私と妻、両親の保険料(1か月に4人で400円ぐらい)を納付し、その都度、台紙に印紙を貼ってもらっていた記憶がある。

両親の保険料は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることには納得できないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A町において、夫婦連番で昭和38年7月25日に払い出されている一方、父親の同番号は36年2月27日、母親の同番号は同月22日に払い出されている。

このように、申立人とその両親の払出しが約2年5か月も離れていることから、申立人が本人と同時に両親の年金加入手続を行ったとする主張は認め難い。

また、申立人の国民年金手帳には、最初の住所地がA町と記載されており、申立人がB市C区へ転居し年金関係手続を行った際に、国民年金手帳を交付されたとする主張と相違する。

さらに、当該手帳の申立期間に係る印紙検認記録欄には検認印が無く、印紙検認台帳が切り取られていることから、申立人は申立期間の保険料が未納であったと推認される。

加えて、A町が保存する両親の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料納付は現年度納付ではあるものの、3か月ごとの納付とはなっておらず、

申立人の主張と符合しない上、申立人が保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金加入手続は、夫が義父母の加入手続と併せて昭和35年10月にA町で行った。その際、国民年金手帳の交付は受けず、保険料納付印紙を貼付する台紙を受領した記憶がある。

国民年金手帳は、昭和38年7月にB市C区に転居し、夫が年金関係手続を行い、同区役所で交付された。

保険料の納付については、3か月ごとに義母が、私と夫、義父母の保険料（1か月に4人で400円ぐらい）を納付し、その都度、台紙に印紙を貼ってもらっていた記憶がある。

義父母の保険料は納付済みとなっているのに、私が未納となっていることには納得できないので、申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A町において、夫婦連番で昭和38年7月25日に払い出されている一方、義父の同番号は36年2月27日、義母の同番号は同月22日に払い出されている。

このように、申立人と義父母の払出しが約2年5か月も離れていることから、夫が本人と同時にその義父母の年金加入手続を行ったとする主張は認め難い。

また、申立人の国民年金手帳には、最初の住所地がA町と記載されており、夫がB市C区へ転居し年金関係手続を行った際に、国民年金手帳を交付されたとする主張と相違する。

さらに、当該手帳の申立期間に係る印紙検認記録欄には検認印が無く、印紙検認台帳が切り取られていることから、申立人は申立期間の保険料が未納であったと推認される。

加えて、A町が保存する義父母の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間の保険料納付は現年度納付ではあるものの、3か月ごとの納付とはなっておら

ず、申立人の主張と符合しない上、申立人が保険料を納付していたとする義母は既に死亡しており、保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から53年3月まで

私は厚生年金保険が適用されないA市にある個人商店に住み込みで勤務していたので、その店主が、私の昭和42年4月からの国民年金保険料を納付してくれた。婚姻後の47年7月に同市からB市へ転入した。同年11月に勤務していた個人商店が法人になり、私も厚生年金保険加入資格を取得したが、48年10月で退職し加入資格を喪失した。

その後、私がB市役所で国民年金への再加入手続を行ったが、それをいつ行ったかについての記憶は無く、申立期間当時の保険料額の記憶も無い。納付場所については、同市役所が最も多かったが、ほかにもC信用金庫やD銀行等で納付した記憶がある。ちなみに、申立期間当時の国民年金手帳は紛失してしまった。

私は昭和48年10月に会社を辞めて独立後は申立期間を含めて、私が夫婦の保険料を併せて納付してきた。それにもかかわらず、申立期間について妻が納付済みとなっており、私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳(以下「申立人の台帳」という。)では、申立人の厚生年金保険加入資格取得による資格喪失が昭和47年11月11日、厚生年金保険加入資格喪失による資格の再取得が48年11月1日とされている。

また、B市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿では、この国民年金資格喪失手続は昭和48年7月30日に行われたことが確認でき、同市が保管する電子データから、申立人の国民年金被保険者資格の再取得手続は、49年4月から同年11月までの間に行われたものと推認され、申立期間については現年度納付又は過年度納付が可能な期間である。

しかし、申立人には申立期間に納付したとする保険料額の記憶は無く、保険

料納付場所の記憶も曖昧^{あいまい}である。

さらに、申立人の台帳によれば、申立人の資格再取得（昭和 48 年 11 月）後の初めての保険料納付は 54 年 12 月（申立期間直後である昭和 53 年度分を過年度納付）であり、妻の台帳によれば、妻は昭和 53 年度分を現年度納付していることから、申立人がその妻の分と共に保険料を現年度納付したとする主張は不自然である。

加えて、申立人には申立期間の保険料について過年度納付した記憶も無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 1247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和9年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月15日から同年10月1日まで

私は、昭和32年12月にA社へ入社し35年3月末に退社するまで、健康保険証を会社に返却したことは無く、勤務形態が変更になったことも無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元同僚は、「申立人のことは覚えているが、申立期間に勤務していたかどうかについては、覚えていない。」と証言しており、申立人が同法人に勤務した期間が特定できない。

また、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、申立人は、昭和32年12月1日に被保険者資格を取得(健康保険整理番号※※番)し、34年6月15日に喪失、その後、同年10月1日に再取得(同番号※※番)していることが確認でき、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届や喪失届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難い。

さらに、A社は、当時の人事記録等関係資料を保管しておらず、「当時の厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答しており、連絡が取れたほかの元同僚は、申立人を記憶しておらず、保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる証言を得ることができない。

加えて、申立人が、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関係資料等は無く、被保険者名簿でも、健康保険整理番号※※番(昭和32年12月1日)から※※番(34年11月20日)までの間に欠番は無く、申立期間に係る申立人の記録が欠落した状況はうかがえない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 7 月ごろから 33 年 2 月ごろまで

私は、中学校卒業後、A社に入社した。初めは見習店員だったが、1年後の夏ごろに会社から健康保険証を受け取った。

また、会社から厚生年金保険被保険者証を受け取ったこと、毎月の給与から社会保険料を引かれていたことを覚えている。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務担当者である事業主の妻及び申立人を記憶している同僚一人の証言から、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所には、A社が、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できる記録が無い。

また、事業主、事業主の妻及び同僚一人には、A社の厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、上記の同僚は、「申立事業所は、事業主を含めても従業員5人前後の個人事業所であり、給与明細書は無く、厚生年金保険料を控除されていた記憶は無い。」旨述べている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月31日から同年6月1日まで

私は、A社を昭和46年1月に退職した後、すぐにB社に就職した。入社当初はC支店で勤務していたが、同年6月1日付けで本社に異動となった。C支店で勤務した期間について、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言等により、申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者資格取得日(昭和46年6月1日)以前から同社C支店で勤務していたことは推認できるものの、同社への入社日及び同社本社への異動日を特定できる関連資料、証言等はない。

また、雇用保険の資格取得日も、厚生年金保険の資格取得日と同じ昭和46年6月1日であることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として社会保険事務所に届け出たことがうかがえる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、B社は昭和56年4月29日に全喪し、事業主も既に死亡しているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 30 日から 43 年 5 月 3 日まで
申立期間はA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同僚や社長の名前も覚えており、勤務していたのは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、A社には当時 15 人前後勤務していたとしているところ、社会保険庁の記録により確認できる申立期間における同社の厚生年金保険被保険者は全員で 10 人である上、申立人が記憶している同僚のうち 7 人は、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、申立期間の一部（昭和 41 年 12 月から 42 年 3 月までの期間）については、国民年金保険料を納付している記録が確認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、申立人も保険料控除の有無について覚えていないとしている。

加えて、社会保険事務所が保管している申立期間前後におけるA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

このほか、A社は昭和 54 年 2 月 1 日に全喪し、当時の事業主も既に死亡しているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 1 日から 42 年 3 月 25 日まで

A社で、運転手として勤務していた。同社に入社した時に、B社から渡された厚生年金保険被保険者証を提出し、退職時にその被保険者証を受け取ってC社に提出したことを記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の証言から判断して、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成18年11月1日に全喪しており、当時の事業主は死亡しており証言が得られないため、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、申立人が同時期に勤務していたとして名前を挙げた同僚10人のうち、厚生年金保険の被保険者記録がある者は4人のみであり、記録のある者についてもA社への入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから、同社では、一部の従業員については厚生年金保険の加入手続を行わず、加入させる場合も、入社後一定期間をおいて資格取得の届出を行う取扱いをしていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで

私は、父が経営するA社に昭和41年2月8日から61年12月31日まで継続勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずだが、途中、未加入の期間があることに納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和41年2月8日に資格取得、57年11月1日に資格喪失、その後、60年4月1日に資格を再取得し、62年1月1日に資格喪失していることが確認できる。

また、A社が加入しているB厚生年金基金の加入記録は、社会保険庁の記録と一致していることから、申立人の被保険者記録については、同庁の関与によるものではなく、同社によって申立人の資格の得喪の届出がなされたことによるものと考えるのが妥当である。

さらに、A社は平成9年6月26日に全喪しており、当時の事業主も既に死亡していることから、同社における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

加えて、雇用保険においても、申立期間における申立人の加入記録は存在しない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月 31 日から同年 9 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間が未加入であるとの回答をもらった。同社では、ボール盤、フライス盤などを使用した仕事をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言及び同社退職後に勤務したB社の従業員名簿におけるA社での履歴に係る記載内容から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、同僚の名前を覚えておらず、勤務期間の記憶もあいまいな上、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、複数の同僚は、「A社にはアルバイトのような社員もいたし、正社員であっても入社してすぐに厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

さらに、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 31 年 4 月 16 日から 34 年 4 月 1 日までの間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月から 35 年 8 月まで
② 昭和 35 年 8 月から 37 年 3 月まで

申立期間①にはA社で、申立期間②にはB社で、いずれも住み込みで働いていた。上司や同僚を多数覚えている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる事務担当者及び同僚の証言により、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

また、A社は昭和 36 年 11 月 15 日全喪、同月 14 日に解散しており、当時の事業主とも連絡が取れず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いの状況等について確認することができない。

さらに、同僚の中に、厚生年金保険被保険者記録が無い者も複数人認められることから、申立期間当時、A社では、すべての社員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認される。

申立期間②について、B社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の証言及び同僚の所持している昭和 36 年 5 月の社員旅行の写真により、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、この写真を所持している同僚は、昭和 36 年に入社したと証言し、同年 5 月の社員旅行の写真に写っているにもかかわらず、写真の撮影時から約 5 年後の 41 年 2 月 1 日に、B社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の勤務を証言した別の同僚は、「当時

はごく短い期間で辞めてしまう人も何人かいたので、入社してもしばらくは社会保険に入らないこともあった。」と証言していることから、申立期間当時、同社では、入社後、直ちに厚生年金保険の資格取得手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所におけるB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、B社は昭和63年11月8日に全喪しており、法人登記簿にも見当たらない上、当時の事業主とも連絡が取れず、申立人に係る厚生年金保険の取扱いの状況等について確認することができない。

加えて、申立人が、A社及びB社について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 6 月 20 日から 29 年 4 月まで

私は、中学校を卒業した昭和 26 年 4 月に A 社に就職した。最初の 2 か月は見習いだったと思うが、同社には 3 年間勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 26 年 6 月 15 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同社が全喪した 27 年 6 月 20 日に被保険者資格を喪失した記録が認められるものの、同社は同日に全喪していることから、申立期間において同社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の同僚は、いずれも申立人と同日の昭和 27 年 6 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間に被保険者記録の確認できる同僚はいない上、連絡が取れた同僚は、自分自身の A 社での勤務について記憶が定かでなく、他の同僚は、いずれも連絡先が不明であることから、周辺事情を調査することができない。

さらに、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1256

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月21日から同年9月4日まで
② 昭和37年3月1日から同年6月5日まで

私はA社に昭和35年8月に入社し、37年8月まで勤務した。厚生年金保険の記録は、途中の36年7月21日から同年9月4日までの期間と37年3月1日から同年6月5日までの期間が抜けている。給与明細書等の保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元役員は、「A社は既に破産しており、資料の保存は無く、申立期間当時の事業主も既に他界しているため当時の状況は確認できない。また、自分も申立期間において同社に勤務し、申立人が在籍していたことは覚えているが、在籍期間はよく覚えていない。」旨を証言していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、同社における勤務期間が特定できない。

また、申立人が記憶する当時の工場長及び複数の同僚は、申立人の氏名を記憶しているものの、申立期間に申立人が在籍した記憶は無い旨証言し、このうちの一人は「A社において、申立人の姿が見えない期間があった。」旨を証言している。

さらに、申立人のA社における申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格の得喪状況を見ると、同社での3回の被保険者期間において、整理番号が毎回別の番号で払い出されている事実が確認できることから、申立人の厚生年金保険の資格取得及び資格喪失の届出は、その都度、行われたものと認められる。

加えて、申立人と同様に、資格取得及び資格喪失の手続が複数回にわたって行われ、A社における被保険者記録に空白期間のある同僚が複数存在すること

が確認できる。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から44年11月まで

私は、A社B出張所に昭和40年10月から44年11月まで、間違いなく勤務していた。勤務していたことを証明してくれる人もいる。給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所の事業主は、期間は不明としながらも、「申立人が同社に勤務していたことは間違いない。」旨を証言していることから、申立人が同社において勤務していたものと推認できる。

しかし、A社B出張所の事業主は、「当社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員を厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」旨の証言をしており、社会保険庁の記録でも、同社は申立期間当時において厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人が記憶する複数の同僚は、A社B出張所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではなかった旨を証言しており、当該複数の同僚には、同社における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から同年12月30日まで

私は、昭和36年5月から同年12月まで、A社に正社員として間違いなく勤務していたので、厚生年金保険記録が無いことに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立期間当時の複数の同僚が、申立人は同社において勤務していた旨を証言していること、及び申立人が記憶している同僚に、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人は同社に勤務していたものと推認できる。

しかし、A社が保存する厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、申立人の厚生年金保険料の控除に関する記憶も曖昧である。

また、申立人は、A社における在籍期間が約8か月であったと説明しているが、複数の同僚は、同社における厚生年金保険の資格取得について、入社から1年以上後に行われていたと証言しており、申立期間当時、同社が申立人を厚生年金保険に加入させていなかったとしても不自然ではない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はない。

加えて、申立期間に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票について、整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 20 日から 35 年 2 月 29 日まで
② 昭和 35 年 2 月 29 日から 36 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 36 年 2 月 10 日から 42 年 10 月 26 日まで

申立期間について脱退手当金を受給したことになっているが、脱退手当金を請求した記憶は無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認め、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所は、「脱退手当金に関する説明をした上で、申立人に代わって請求手続をし、直接、本人の手元に入るようにした記憶がある。」と回答していることを踏まえると、申立人の委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 43 年 4 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月26日から36年11月26日まで
申立期間については、脱退手当金を支給されている旨の回答をもらった。
昭和33年4月26日からA社B支店に入り、電話交換手をしていた。婚姻年月日は36年11月1日で、1週間後に上京した。
当該期間について、脱退手当金を支給された記憶は無いので、第三者委員会で判断をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年11月の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす者16人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、7人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち6人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、かつ、同僚の中に厚生年金保険資格喪失日が近接し、脱退手当金支給決定日が同一のものも認められるほか、「事業所から脱退手当金の説明を受け、脱退手当金の請求手続は事業所が代行してくれて受給した。」とする同僚もいることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和37年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても申立て以上の証言は得られず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月 7 日から同年 9 月 20 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 42 年 11 月 14 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は、A社を退職後、社会保険事務所へ行きB社、A社の脱退手当金については請求したが、それ以前の申立期間①、②及び③は自分の意思では請求していない。社会保険事務所の記録では、B社以前の申立期間の脱退手当金が支給された記録になっているが、請求した覚えは無いので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①以前に発行されていた別の厚生年金保険被保険者証を失い、B社に勤務した際、新たに厚生年金保険被保険者証を発行してもらった。同社以前の申立期間の脱退手当金が支給された記録になっているところ、同社以降の脱退手当金は受給した記憶があるが、同社以前の年金期間は請求した覚えは無い。」と主張している。

しかし、社会保険事務所の記録では、当該被保険者証の記号番号は申立期間①のC社において発行されたことが確認できる上、申立人が受給したとする脱退手当金は、申立期間①のC社、②のD社、③のE社、B社及びA社の期間を計算の基礎としており、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同法人に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和48年5月10日に支給決定されているなど、一連の事

務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案1262

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月7日から35年7月1日まで

私は、脱退手当金の請求をしたことは無く、脱退手当金も退職金も受給したことは無い。脱退手当金支給済みとなっている期間について、年金給付の計算の基礎とすべき厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から5か月後の昭和35年12月1日に支給決定されているほか、被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ同年9月26日に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、申立期間の事業所を退職後、昭和48年6月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。